

鎌倉市選挙管理委員会告示第 56 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 76 条第 1 項、第 80 条第 1 項、第 81 条第 1 項及び第 86 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数は、49,952 である。

令和 7 年 9 月 1 日

鎌倉市選挙管理委員会

委員長 奥津 淑子

